

消費者クイズ

1. 契約書を作らなくても、口約束で契約は成立する？

成立する

成立しない

2. 「クリスマスまでに届ける」という約束で、クリスマスツリーを注文したのに、クリスマスまでに届かなかった。契約を解除(なかったことに)できる？

解除できる

解除できない

3. 1か月前、不意にセールスマンが訪ねてきて、その勢いにのまれて10万円のふとんを買ってしまった。その時、代金は支払い、ふとんを受け取ったが、契約書や領収書など、ふとんの他には何ももらっていない。

契約から8日間たっているので、もうクーリング・オフはできない？

クーリング・オフできる

クーリング・オフできない

4. 昨日、道を歩いていたら呼び止められ、お店に連れて行かれて、高価な化粧品6個セットを買ってしまった。1個使ってしまったので、もう残りもクーリング・オフはできない？

クーリング・オフできる

クーリング・オフできない

5. インターネットで検索したサイトにアクセスしたら、いきなり「契約成立！5万円を振込んでください！すぐに支払えない方は、こちら(03-0000-0000)に連絡を！」という警告文が表示された。すぐに5万円も払えないので連絡した方がよいか？

連絡する

連絡しない

【性別】 男性 女性

【年齢】 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

～ありがとうございました。答えあわせをどうぞ！（景品あり）～